

長野県豊かな水資源の保全に関する条例について

水大気環境課

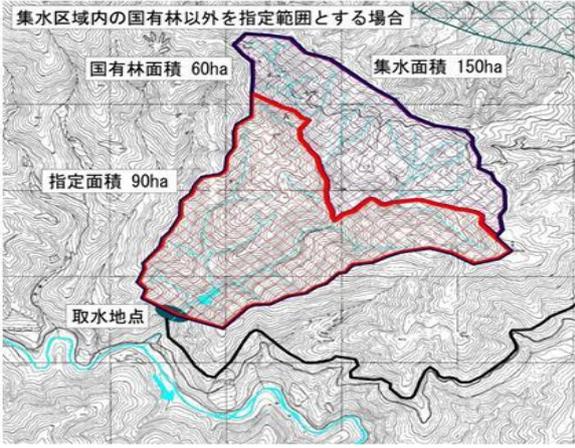
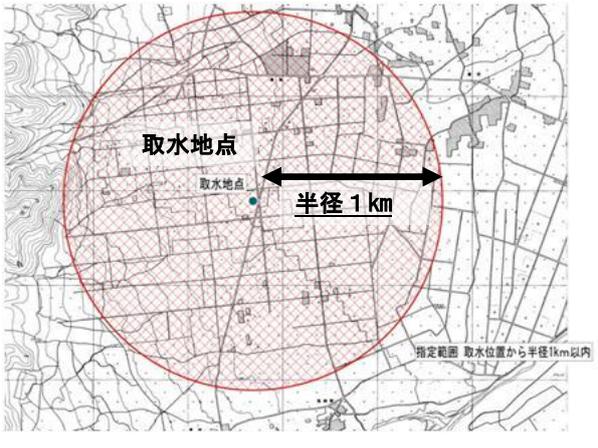
1 条例の概要（平成 25 年 3 月制定）

(1) 水資源保全地域の指定

知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができる。

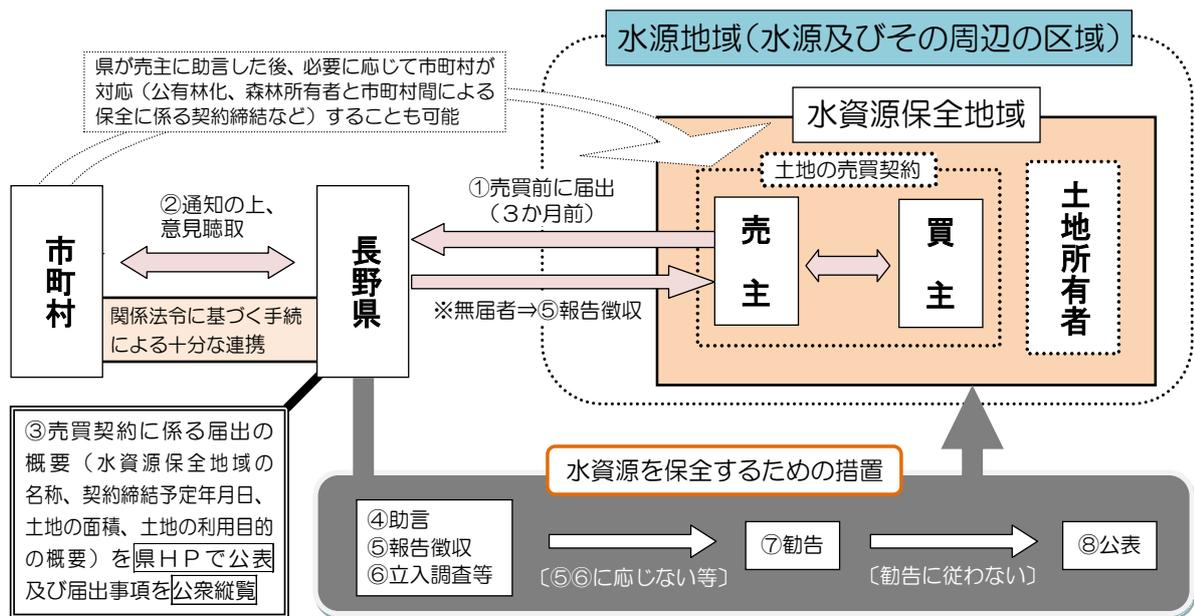
(2) 水資源保全地域の区域設定の考え方

地表水・地下水の別に、次のとおり。

地表水	地下水
<p>取水地点及び集水区域の全部を基本とする。 また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて地形上明らかな集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、集水区域の一部の区域とすることができる。</p> 	<p>影響範囲の全部を基本とする。 ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとする。</p> 

(3) 水資源保全地域における土地取引等の事前届出制

- ・ 土地（森林以外の土地で、500 m²未満のものを除く。）の売買又は地上権若しくは賃借権の設定に係る契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要がある。
- ・ 知事は、関係市町村長に意見聴取。
- ・ 知事は、届出の概要（面積、契約年月日等）を県のホームページ等で公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供する。
- ・ 知事は、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした者（売主等）、当該届出に係る契約の相手方（買主等）等に対して当該土地の利用の方法等について必要な助言をすることができる。
- ・ 知事は、関係者に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができる。
- ・ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた人がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。



（参考）①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。（④については、必要に応じ、環境審議会への諮問）

2 指定状況（平成29年4月1日現在）

市町村	地区名	面積 (ha)	水 源		指定日
			名 称	種 別	
佐久市	協和川瀬	78.06	川 瀬	湧 水	H27.12.10
	協和寺久保	200.23	寺久保		
	協和合の沢	40.44	合の沢第一		H28.12.8
	春日湯沢	7.33	五斗水（湯沢）		
小海町	五 箇	64.34	五 箇	湧 水	H26.2.17
下諏訪町	汁 垂	14.16	汁 垂	湧 水	H27.6.18
駒ヶ根市	吉 瀬	11.73	吉瀬第1・吉瀬第2	伏流水	H26.11.20
	大曾倉	12.32	女沢・古屋敷第1・ 古屋敷第2	湧 水	
	中 山	1.82	中 山		
	中曾倉	6.63	中曾倉		
	上 割	4.48	上 割		
	北 割	23.11	駒ヶ根第2	表流水	H27.10.8
筑北村	栃 平	0.52	栃平第3	表流水	H27.4.16
合 計	(13地区)	465.17	(16水源)	—	—

※ 保全が必要な水源 107 か所、指定率 15.0%

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（抜粋）

（水資源保全地域の指定）

第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。

(1) 市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合

(2) その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合

3 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条及び第16条第1項において「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下この項において同じ。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当該契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該契約を締結しようとする年月日

(3) 当該契約に係る土地の所在及び面積

(4) 当該契約に係る土地に関する権利の種別及び内容

(5) 当該契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

(6) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が第1項第5号に掲げる事項に係るものである場合には、併せて関係市町村長の水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 水資源保全地域の指定（その区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（その区域の変更にあっては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結し

ようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「第5項の指定後速やかに」とする。

- 6 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、第1項の規定は、適用しない。

長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針 における区域設定の考え方（抜粋）

平成25年7月9日環境審議会答申

2 水資源保全地域の指定に関する事項

- (1) 基本的な考え方 略
(2) 区域設定の考え方

水資源保全地域の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別により、次のとおりとする。

ア 地表水の場合

取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

イ 地下水の場合 略

- (3) 水資源保全地域から除外する区域の考え方

国有地、県有地及び市町村有地については、条例の目的を達成するために水資源保全地域の指定を行う必要がないので、(2)の規定に関わらず、水資源保全地域としないものとする。

- (4) 区域設定にあたっての留意事項

ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。

イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。

(ア) 指定の申出に当たっては、取水に関する条例などの規制、都市計画、土地利用計画等との整合を図ること。

(イ) 農業、林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。

(ウ) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。

水資源保全地域の指定について

水大気環境課

1 基本情報

地域名	あかや 赤谷水資源保全地域
位置	佐久市入澤2552-4他
申出年月日	平成29年12月19日
申出者	佐久市長 柳田 清二

2 指定申出の理由

指定申出の理由	地域の貴重な水源であり、水資源の保全を適正に図っていくため
区域設定の考え方	取水地点の集水区域について設定

3 指定区域の概要

区分	いりきわうすくぼ 入澤臼窪、にしたくぼ 同西田窪、すぐりくぼ 同酢栗窪	
地番	別紙のとおり	
指定面積 (ha)	26.56	
土地利用の状況	山林、畑、原野	
地権者の状況	財産区、個人所有者15名	
自然環境の状況	地形	やがわ 谷川左岸側の傾斜地
	地質	秩父帯で中生代のジュラ紀から白亜紀にかけて堆積した、堆積岩類主体で基質と異地性岩体からなる地層
	植生	カラマツ植林、カスミザクラコナラ群落
	水系	千曲川の支流の谷川
	降水量	気象庁佐久観測所の年平均降水量は984mm前後

4 水源の概要

区分	いりきわうすくぼ 入澤臼窪、にしたくぼ 同西田窪、すぐりくぼ 同酢栗窪
水源の名称	あかや 赤谷水源
水源の種別	表流水
水源の用途	簡易給水施設
取水施設の設置者	佐久市
取水量(H28年度実績)	計画4.4m ³ /日 実績4.4m ³ /日
取水施設の位置	佐久市入澤2553-1
給水区域	佐久市入澤の一部
給水人口(人)(H28.3月現在)	5
給水量(H28年度実績)	4.4m ³ /日
取水開始年月日	平成2年4月

5 検討状況等

(1) 現地調査

- ア 現地調査日 平成29年12月12日(火)
- イ 調査内容 水源の確認、稜線の確認など

(2) 関係行政機関の長への協議の結果

- ア 相手方 中部森林管理局長
- イ 協議日 平成29年12月25日(月)
- ウ 協議の結果 意見なし

赤谷水源 地番一覧表

通番(筆数)	地番(佐久市入澤)		地目	総面積(m ²)
1	臼窪	2552-4	山林	919
2	"	2552-5	山林	741
3	"	2553-1	山林	127017
4	"	2553-2	山林	2677
5	"	2553-3	山林	925
6	"	2553-4	山林	357
7	"	2553-5	山林	271
8	"	2553-6	山林	442
9	"	2553-7	山林	935
10	"	2553-8	山林	628
11	"	2553-9	山林	717
12	"	2553-10	山林	2975
13	"	2553-11	山林	3233
14	"	2553-12	山林	1656
15	"	2553-13	山林	343
16	"	2553-14	山林	396
17	"	2553-15	山林	578
18	"	2553-16	山林	99
19	"	2553-17	山林	142
20	"	2553-18	山林	727
21	"	2553-19	山林	1652
22	"	2553-20	山林	485
23	"	2553-21	山林	128
24	"	2553-22	山林	595
25	"	2553-23	山林	604
26	"	2553-24	山林	730
27	"	2553-25	山林	776
28	"	2553-26	山林	502
29	西田窪	2549-1の一部	山林	18713
30	"	2549-2	山林	238
31	"	2549-3	山林	2806
32	"	2549-4	山林	337
33	"	2549-5	山林	274
34	酢栗窪	2556-1	原野	37397
35	"	2556-2	山林	56
36	"	2556-3	山林	23
37	"	2556-4	山林	1067
38	"	2556-5	山林	1947

通番(筆数)	地番(佐久市入澤)		地目	総面積(m ²)
39	"	2557-1	原野	37364
40	"	2557-2	山林	1272
41	"	2557-3	山林	6145
42	"	2557-4	山林	1328
43	"	2557-5	山林	519
44	"	2557-6	山林	442
45	"	2557-7	山林	631
46	"	2557-8	山林	85
47	"	2557-9	山林	955
48	"	2557-10	畑	152
49	"	2557-11	畑	955
50	"	2557-12	山林	46
51	"	2557-13	山林	889
52	"	2557-14	畑	185
53	"	2557-15	山林	476

265,552

26.56ヘクタール

地形図

(至 千曲川)
谷川

佐久市入澤2495
赤谷公会場

取水地点

(写真1~4)

(写真5~7)

指定区域

集水区域

(佐久穂町)

ゼンリン住宅地図は佐久市役所内での閲覧のみに使用し
外部に提供しないこと。(平成28年度 ゼンリン住宅地図)
UserID = K2672

(中央) 1/4291

0 100 500m

2017年11月9日

地質図

新版長野県地質図ver.1 統一地質凡例 新版長野県地質図作成委員会(2010)

地質時代	岩相・岩石区分	堆積岩類										付加コンプレックス										
		未固結(地形要素を含む)					半固結~固結					堆積岩類主体で基質と異地性岩体からなる										
		湖成堆積物 主に泥質		河成堆積物 主に砂質~礫質			扇状地堆積物			氷河堆積物 (モレーン及びアウトワッシュ)		降下火砕物 層厚 5m +		砂質・泥質		礫質・砂質・泥質		温泉堆積物				
新生代	人工地盤	r																				
	第四紀	完新世	H	i4	m4	nl	fp	a	vp	f4	t42 t41	t4	d4									
		更新世	Q3	i3	m3					f3	f	t36 t31	t3	d3	d	g32 g31	g					
			Q2	i2						f2		t25 t21	t2	d2								
		鮮新世	Q1	i1							t1											
	第三紀	新第三紀	N3								(丘陵面)	t ₀										
												(礫層tg)										
		中新世	N2																			
		古第三紀	N1																			
	中生代	白亜紀	K2																			
		K1																				
ジュラ紀		J3																				
		J2																				
		J1																				
トリアス紀		TR3																				
古生代	ペルム紀	P																				
	石炭紀	C																				
	時代未詳	Pu																				

集水区域

その他の凡例記号

- : 地質断層(確認、推定)
- : 活断層(確認、推定、伏在、青色は主に地質学的判断による活断層)
- : 地震断層
- : 氷河地形(カール地形)
- : 褶曲構造(向斜、背斜)

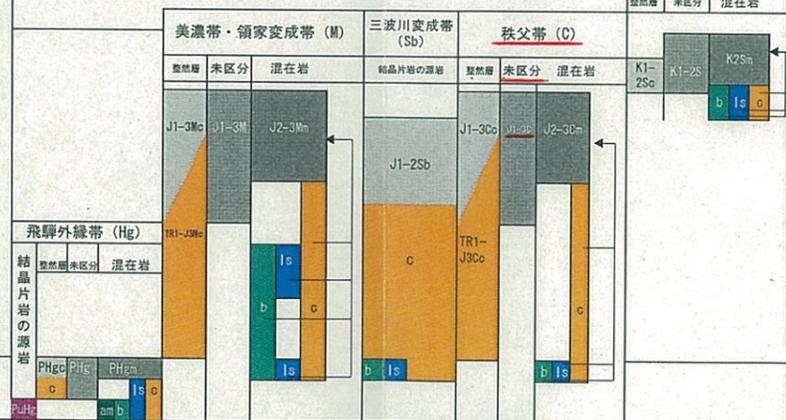
異地性岩体

- am: 玄武岩
- bl: 花崗岩
- ls: 石英岩
- is: 片麻岩
- U: 超苦鉄質岩

基質

- m: 混在岩
- c: 未区分
- 整然層

四万十帯(S)



植生図

第2回自然環境保全基礎調査で調査済
(既刊図面参照)

集水区域

第2回自然環境保全基礎調査で調査済
(既刊図面参照)

- 67 ヨシクラス
Phragmites
 - IX. 植林地, 耕作地植生(各クラス域共通)
Plantation and Cultural Land
 - 68 スギ・ヒノキ・サワラ植林
Cryptomeria japonica, Chamaecyparis obtusa, Chamaecyparis plaiifera plantation
 - 69 カラマツ植林
Larix kaempferi plantation
 - 72 落葉果樹園
Deciduous orchard
 - 74 畑地雑草群落
Field weed communities
 - 75 牧草地
Cultivated meadow
 - 76 水田雑草群落
Paddy-field weed communities
 - X. その他
Others
 - 77 緑の多い住宅地
Urban and residential district with many trees
 - 81 開放水域
Open water
 - 82 自然裸地
Natural bare land
- 注1. 凡例の詳細については、「植生調査報告書」に掲載されている「凡例解説」を参照されたい。
注2. 凡例の学名及び英名は、環境庁が付したものである。
-
- コメツク群落
Tsuga diversifolia community
 - ササ・ダケカンナ群落
Sasa spp.-Dactyloctenium community
 - III. 亜寒帯・亜高山帯代償植生
Substitutional Communities in Vaccinio-Piceetea Region
 - 15 伐跡群落
Plant communities in clear-cut area
 - IV. ブナクラス域自然植生
Natural Vegetation in Fagetea crenatae Region
 - 29 ウラジロモミ群落
Abies homolepis community
 - 31 ジュウモンシシゲ・サワグルミ群落
Polysticho-Pterocaryotum
 - 41 アカマツ群落
Pinus densiflora community
 - 40 ケヤキ群落
Zelkova serrata community
 - V. ブナクラス域代償植生
Substitutional Communities in Fagetea crenatae Region
 - 44, 45 クリーミズナ群落
Castanea crenata-Quercus mongolica var. grosseserrata community
 - カスミザクラ・コナラ群落
Prunus verecunda-Quercus serrata community
 - 43 アカマツ群落
Pinus densiflora community
 - 52 伐跡群落
Plant communities in clear-cut area
 - VI. 河辺・溇原・塩沼地・砂丘植生(各クラス域共通)
River-side, Moor, Salt marsh and Dune
 - 67 ヨシクラス
Phragmites
 - IX. 植林地, 耕作地植生(各クラス域共通)
Plantation and Cultural Land
 - 68 スギ・ヒノキ・サワラ植林
Cryptomeria japonica, Chamaecyparis obtusa, Chamaecyparis plaiifera plantation
 - 69 カラマツ植林
Larix kaempferi plantation
 - 72 落葉果樹園
Deciduous orchard
 - 74 畑地雑草群落
Field weed communities
 - 76 水田雑草群落



航空写真

佐久市入澤2495
赤谷公会場

取水地点

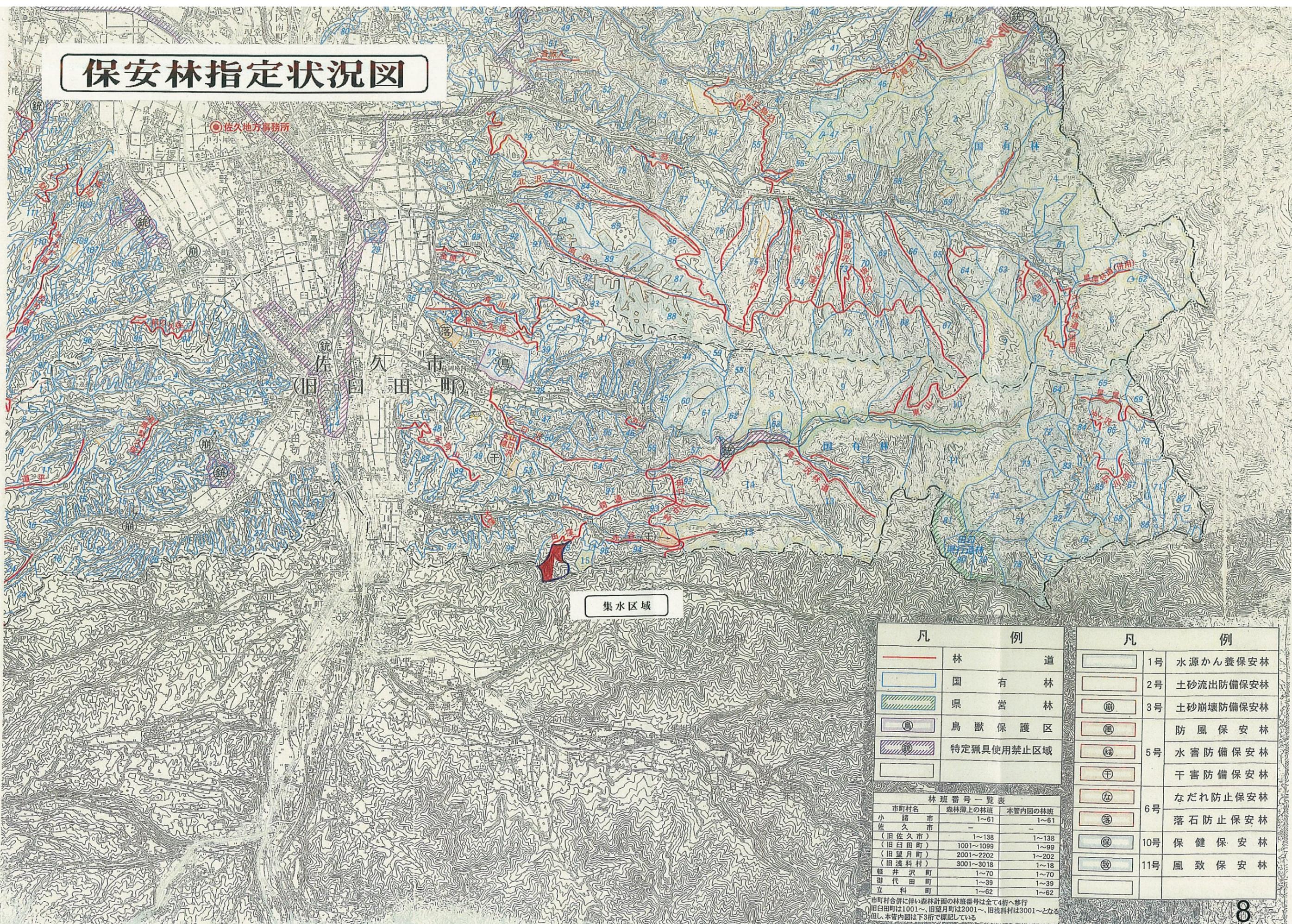
指定区域

集水区域

この写真は佐久市が行う事業のみで利用すること。
外部への提供は禁止します。
データ作成年 H22
UserID = K2672



保安林指定状況図



集水区域

凡 例		凡 例	
	林 道		1号 水源かん養保安林
	国 有 林		2号 土砂流出防備保安林
	県 営 林		3号 土砂崩壊防備保安林
	鳥 獣 保 護 区		4号 防 風 保 安 林
	特定猟具使用禁止区域		5号 水 害 防 備 保 安 林
			6号 干 害 防 備 保 安 林
			7号 な だ れ 防 止 保 安 林
			8号 落 石 防 止 保 安 林
			9号 保 健 保 安 林
			10号 保 健 保 安 林
			11号 風 致 保 安 林

市町村名	森林簿上の林班	本管内図の林班
小 諸 市	1~61	1~61
佐 久 市	-	-
(旧佐久市)	1~138	1~138
(旧臼田町)	1001~1099	1~99
(旧望月町)	2001~2202	1~202
(旧浅科村)	3001~3018	1~18
軽井沢町	1~70	1~70
御代田町	1~39	1~39
立科町	1~62	1~62

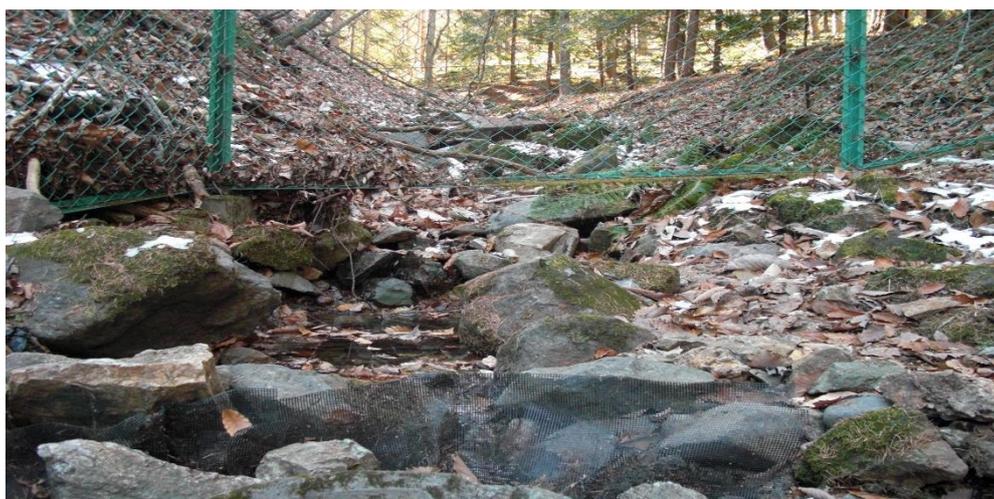
市町村合併に伴い森林計画の林班番号は全て4桁へ移行
 旧臼田町は1001~、旧望月町は2001~、旧浅科村は3001~となる
 但し、本管内図は下3桁で表記している

赤谷水源現地写真

(写真1) 取水施設遠景①



(写真2) 取水施設遠景② (表流水を集水)



(写真3) 取水施設① (表流水を中央の管に集水)



(写真4) 取水施設② (写真3の内部)



(写真5) 取水施設③ (集水管⇒ろ過槽へ移動する管が埋設されている)
※表流水が大量の場合は上部の溝に流れていく



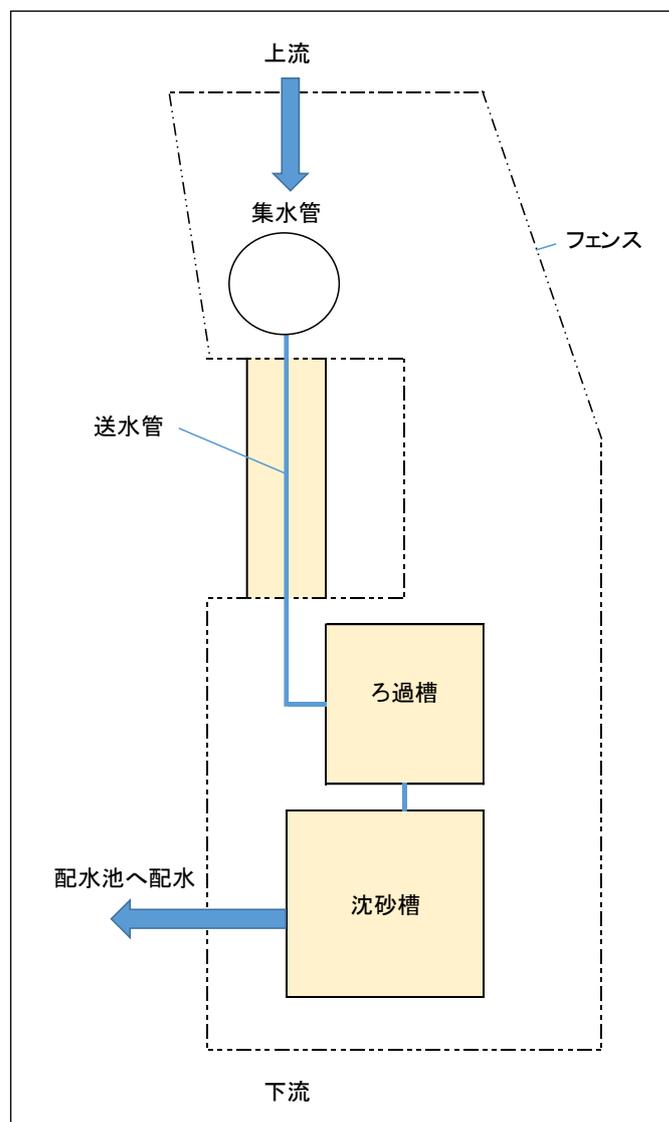
(写真6) 取水施設④ (ろ過槽⇒沈砂槽へ)



(写真7) 取水施設⑤ (ろ過槽の内部)



取水施設図



佐久市指定地域位置図

